

提出された課題の検証について

第15条 区長等による政策等の形成過程の説明

1 条文

(区長等による政策等の形成過程の説明)

第15条 議会は、区長等から区民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）に係る報告又は提案を受けたときは、当該政策等の水準を高めるため、区長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景及び政策等の検討経過
- (2) 政策等の実施により期待される効果及び将来にわたる経費
- (3) 他の自治体の類似する政策又は検討した他の政策等の案との比較検討の結果
- (4) 区の総合的な計画における政策等の位置付け又は区の総合的な計画と政策等との整合性
- (5) 政策等に関する法令及び条例
- (6) 区民参加の実施の有無及びその内容

2 議会は、区長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、政策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

2 逐条解説

この条では、議会が区長等から重要な政策等について報告又は提案を受けた場合に、論点を明確にした政策議論を行い、その政策等の水準を高めるために説明を求めることができる事項を示したほか、区長等が作成する予算・決算資料のあり方について規定しています。

〔第1項〕

区長等から区民生活に重要な影響を与える政策等についての報告又は提案を受けたときに、議会として(1)～(6)までの事項について区長等の説明を求めることができるとする規定です。

〔第2項〕

議会は、区長が予算・決算の説明資料を作成する際は、政策別又は事業別に分かりやすい資料の作成に努めることを区長に求めるものとする規定です。

3 課題

条項	第 15 条(区長等による政策等の形成過程の説明)	提出者
	<p>【現状】 形成過程の説明について、十分に行われていない状況がある。基本的な情報さえも示されていない場合もあり、適切に運用されているとは言えない。</p> <p>【解決策】 執行部の協力が前提ではあるが、議会での十分な審議のためにはさらなる情報提供を求める必要がある。</p>	共産党

第 17 条 危機管理

1 条文

(危機管理)

第 17 条 議会は、区民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るため、大規模災害等の不測の事態が発生したときは、議会と区民との間及び議会と区長等との間で情報の共有化を図るよう努めなければならない。

2 議会及び議員は、前項の規定による情報の共有化を図るに当たっては、東京都板橋区議会災害対応方針に基づき行動するものとする。

追加〔平成 30 年 12 月 21 日 条例第 42 号〕

2 逐条解説

〔第 1 項〕

板橋区で災害等の不測の事態が発生した場合には、議会と区民との間で、また議会と区長等との間で可能な限り情報の共有化を図り、区民の生命、身体、財産を守るよう努めなければならないことを規定しています。

〔第 2 項〕

情報の共有化を図るに当たっては、東京都板橋区議会災害対応方針(平成 28 年 3 月 23 日 議長決定)に基づき議会及び議員が行動すべきであることを規定しています。

追加〔平成 30 年 12 月 21 日 条例第 42 号〕

3 課題

条項	第 17 条 (危機管理)	提出者
	<p>【現状】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大、緊急事態宣言の発令と延長、ワクチン接種に関連する情報収集においては、FAQの活用等により、執行機関に優先されるべき事務事業に専念できるよう、また議会・議員対応への負担を軽減できるよう運用をしてきた経緯がある。</p> <p>現状では、東京都板橋区議会災害対応方針に「緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行う」と明記されているが、緊急性の判断は議員各人に委ねられている部分があり、窓口を通さない問い合わせがあったと聞く。</p> <p>【解決策】</p> <p>大規模感染症を含む災害時、情報の共有化のための情報公開の重要性はある一方で、災害発生時には、執行機関の実務に特に配慮を求める条項も追記し、議員間での認識を高める必要がある。</p>	自民党

条項	第 17 条（危機管理）	提出者
<p>【現状】</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する一連の対応については、議会基本条例の制定時、改定時に想定をしておかなかったものとする。</p> <p>また、コロナ禍においても補正予算審議等が重ねられ、議会運営の重要性が高まった。</p> <p>【解決策】</p> <p>コロナ禍の議会对応において、議会基本条例に追加すべき条項目がないか、さらに検討をする必要がある。</p>		自民党

条項	第 17 条（危機管理）	提出者
<p>【現状】</p> <p>震災や感染症などの災害時等における議員からの質問や意見・要望については、一部会派でとりまとめを行っているものの、議会としての集約は行っておらず、執行機関への過度な情報供与・情報提供要求となっている面があるとともに、執行機関による迅速な対応に支障を来している恐れがある。</p> <p>【解決策】</p> <p>災害時等における議会から執行機関への質問や意見・要望について、会派内や議会での集約化のルールづくりが必要である。</p>		区議会事務局

第4条 議員の活動原則

1 条文

(議員の活動原則)

第4条 議員は、自らが区民全体の奉仕者であることを自覚し、個別的な課題の解決のみならず、区民全体の福祉を増進させるよう努めなければならない。

2 議員は、議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を聴取し、及びその集約に努めるとともに、区政に関する調査研究及び情報収集に努めるものとする。

3 議員は、自らが区民の代表者であることを自覚し、議会における自己の言動に責任を持つとともに、高い倫理観を保持するよう努めなければならない。

4 議員は、議会慣行及び申合せ事項を遵守するよう努めなければならない。

5 議員は、議会における審議、審査及び調査を区民にとって理解しやすいものとするため、区長等との質疑応答に当たっては、問題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

2 逐条解説

この条では、板橋区議会を構成する個々の議員が活動するうえで依って立つべき原則を掲げています。

〔第1項〕

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」とされています。議員は特別職の地方公務員であるため、一部の奉仕者ではなく、区民全体の奉仕者です。そのことを自覚し、個別の課題の解決のみならず、区民全体の福祉を増進させるよう努めなければならないことを規定しています。

〔第2項〕

議会としての政策立案や政策提言を充実させていくため、個々の議員は様々な区民の声に耳を傾けてその意見を集約するよう努め、また区政の現状に関する情報を収集したり、課題を解決したりするための調査研究に努めることを規定しています。

〔第3項〕

議員は選挙により選出された区民の代表者です。そのことを自覚し、議会における自身の言動に責任を持つことや、高い倫理観を持ち続けるよう努めなければならないことを規定しています。

〔第4項〕

議会には、委員会条例や会議規則といった法規範だけでは規定しきれない部分については、議会慣行や申合せ事項を紳士協定として運営しています。議員は、これらを守って行動するよう努めなければならないことを規定しています。

〔第5項〕

議会における審議、審査、調査において、その論点（ポイント）や争点が区民にも分かりやすく伝われば、区民参画の推進にも役立ちます。そこで、議員が区長等と質疑応答する際には、できる限り案件の内容についての論点や争点を明らかにしながら行うよう努めることを規定しています。

3 課題

条項	第4条（議員の活動原則）第2項	提出者
	<p>【現状】</p> <p>申合せ事項（B-17）によれば、請願・陳情の願意については、可能な限り委員が調査を行うこと、理事者に対する質疑は、委員自らが判断する材料を得るためのものであり、理事者の見解を求める質疑は節度をもって行うこととされているが、遵守されていないことが散見される。</p> <p>例えば、委員会での請願・陳情審査において、インターネットや新聞・テレビで入手できる情報や、事前に調査すれば容易に把握できる情報まで、委員会の場で理事者に確認することがあり、議員自らが調査・研究を十分尽くして委員会に臨んでいるとは言い難い面が見受けられる。</p> <p>【解決策】</p> <p>議会基本条例の規定を踏まえ、請願・陳情の審査方法に関する申し合わせについて、議員自らが調査すべき内容（周知の事実）や、理事者に対して質疑ができる内容（請願・陳情を採択したときの執行上の問題や財政負担等）を具体的に定めるなど、改めてルールを整備する必要がある。</p>	区議会 事務局

第 18 条 委員間討論

1 条文

(委員間討論)

第 18 条 議会は、議決結果に対する議会としての説明責任を果たすため、委員会における議案等の審査に当たっては、委員相互間の討論を十分に尽くし、及びこれを尊重するよう努めるものとする。

2 逐条解説

委員会における議案等の審査に当たっては、区長等が委員会に出席することが通例となっています。それゆえ、審査の内容は委員による質問と区長等による答弁が中心となっています。しかし、議会は「言論の府」であり、その審議権に基づいて委員のみで自主的に討論することも可能です。区長等との質疑応答に終始するのではなく、委員相互間の討論を積極的に実施することにより、議案等を多角的・複眼的に分析することが可能となります。このことは、議会としての説明責任（第 10 条）を果たすうえでも非常に重要です。

そこで、この条では、議会は、議案等の実質的な審査の場である委員会において、委員相互間の討論を十分に尽くすよう努め、またこのような議会運営のあり方を尊重するよう努めることを規定しています。

3 課題

条項	第 18 条 (委員間討論)	提出者
	<p>【現状】</p> <p>委員会における議案や陳情等の審査については、委員相互間の討論が十分に尽くされているとは言い難い状況である。とりわけ、請願・陳情については、区民等から直接、議会に提出されているものであり、本来、願意については可能な限り委員が調査を行い（平成 8 年 2 月 8 日付議会運営委員会決定）、委員間の質疑、討論により結論を出していくべきものであるが、現状においては理事者に対する質疑がほぼすべてを占め、委員間討論はほとんど行われていない。</p> <p>【解決策】</p> <p>第 18 条に規定する委員相互間の討論が十分に尽くされるよう、委員間討論を行う際のルール（事前申し出制度の導入や論点整理等）を整備するなど、運用の見直しが必要である。</p>	区議会事務局

第 21 条 議会図書室

1 条文

(議会図書室)

第 21 条 議会は、議員の調査研究並びに議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

2 逐条解説

この条では、議員が区政課題を解決するための方策を調査研究したり、議会による政策立案や政策提言を行う上での参考となる図書資料の充実に努めることを規定しています。

3 課題

条項	第 21 条 (議会図書室)	提出者
	<p>【現状】 第 21 条により、議会は「議会図書室の充実に努める」と規定されている。調査係において、議員の調査研究等に資する書籍、雑誌を選定し購入しているが、議会図書室の活用実績は高いとは言えない。</p> <p>【解決策】 購入した書籍については、定例会ごとに発行している議会情報誌「ムーブ」により議員に周知している（各会派控室に 1 冊）ところであるが、メールマガジン形式に変更し、全議員あてに周知するとともに、掲載内容を充実させるなどの改善を図る。</p>	区議会事務局